

宮城県庁舎広告募集要項（令和8年4月～令和9年3月掲出分）

1 広告媒体

| 掲出場所 | 規格 | 枠数 (枠) | 広告料金(円/月)※1枠あたり | | | 備考 |
|------------------------|------------------|-----------|-----------------|---------|-------|---|
| | | | 左の内訳 | | | |
| | | | 広告掲出料 | 行政財産使用料 | | |
| 1階エレベーターホール | B2縦 | 46 | 14,600 | 13,200 | 1,400 | 東側23枠、西側23枠 |
| 1階パスポートセンター前 | B2縦 | 12 | 14,600 | 13,200 | 1,400 | A4以下リーフレット等設置可 |
| 1階カフェラウンジ | B2縦 | 2 | 12,400 | 11,000 | 1,400 | |
| | 縦1.14m ×横1.9m | 1 | 26,200 | 22,000 | 4,200 | 内照広告 バックライトフィルム |
| エレベーター内壁 (A・B枠あります) | A3横 | 17 | 8,000 | 6,600 | 1,400 | 東側9枠、西側9枠 (1～2枠/1機) (B枠はA3横・B2縦選択可) |
| | B2縦 | | 12,400 | 11,000 | | |
| 1階北側廊下窓ガラス | 縦1.9m ×横2.9m | 10 | 63,390 | 55,000 | 8,390 | 七十七銀行前4枠、 郵便局前6枠 |
| 2階エレベーターホール | B2縦 | 26 | 8,000 | 6,600 | 1,400 | 東側13枠、西側13枠 A4以下リーフレット等設置可 |

※1 広告掲出箇所写真・図面は、別添のとおりです。

※2 掲出単位は、1枠、1か月単位とします。

※3 広告料金は、消費税及び地方消費税を含みます。また、掲出が決定された期間の広告料金は期間に関らず、一括で納入していただきます。

※4 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る使用料で、財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年宮城県条例第19号）に基づき算定したものです。

2 割引制度

| 名称 | 条件 | 割引率 |
|---------|--------------------------------|-----|
| 長期割 | 同一枠を連続して6か月以上掲出する場合 | 10% |
| パッケージ割A | 異なる掲出場所から2枠かつ3か月以上連続して掲出する場合 | 20% |
| パッケージ割B | 異なる掲出場所から3枠以上かつ3か月以上連続して掲出する場合 | 30% |

※1 長期割とパッケージ割は、併用が可能です。

※2 割引の対象は、広告掲出料のみで、行政財産使用料は対象外です。

3 広告取扱手数料

広告代理店からの申込みも可能です。この場合の広告取扱手数料は広告掲出料の20%です（広告主と広告代理店が異なる場合のみ）。

4 広告の掲出期間

月の初めから月末までの1か月単位 **※最長 令和9年3月末まで。**

5 申込受付期間と申込書類

- (1) 申込受付 令和9年2月12日(金)まで

随時申込受付しますが、掲出開始希望月の初日の2週間前までに申し込みしてください。

なお、**令和8年4月1日(水)からの広告掲出を希望される場合は、令和8年3月19日(木)まで、御申請願います。**

- (2) 申込書類

- ① 宮城県庁舎広告申込書
- ② 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料
- ③ 行政財産使用許可申請書
- ④ 法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し(個人事業主の場合は、住民票抄本)
- ⑤ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ⑥ 広告の原案、リーフレット等が設置可能な場所はその原案

※ 必要事項を記入・押印の上、メール、持参又は郵送により提出してください。なお、メールでの提出の場合、上記⑤の誓約書のみ、押印のうえ郵送願います。

6 広告主の決定

先着順とし、宮城県広告掲載等基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

7 関係規定

- (1) 宮城県広告事業実施要綱
- (2) 宮城県広告掲載等基準
- (3) 宮城県広告事業事務取扱要領

8 その他

- (1) 広告の作成・費用は、広告主の負担とします。
- (2) 掲出開始日の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲出開始日は最初の開庁日とし、掲出終了日は最後の開庁日とします。
- (3) 広告の掲出・撤去は、1階北側廊下窓ガラス広告を除き県で行います。掲出は、掲出開始日の午前9時まで、撤去は、掲出終了日の午後4時以降に行います。
- (4) 1階北側廊下窓ガラス広告の掲出・撤去は、広告主が行うこととし、掲出作業は、掲出開始日前日の午後3時からとし、撤去作業は、掲出終了日の午後2時までとします。撤去は、原状復旧することとします。
- (5) 1階北側廊下窓ガラス広告は、隣接する複数面を契約した場合、全体で1つの広告とするデザインも可能です。

9 掲出できない広告

- (1) 宮城県広告掲載等基準に反するもの
- (2) 県税の滞納がある者の広告
- (3) その他県の広告事業として不適切なもの

10 申込・問合せ先

宮城県総務部管財課調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL: 022-211-2351 (直通) FAX: 022-211-2298

E-mail: kanzaic@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/kenchokoukoku.html>